

令和3年2月4日

## まちづくり委員会資料

### 所管事務報告

川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係る  
パブリックコメントの実施結果について

資料 1 川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正について

資料 2 川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係るパブリック  
コメントの実施結果について

まちづくり局

## 1 背景

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、現行の川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、建築物に係る整備基準の改正等を予定しています。

## 2 バリアフリー関連のこれまでの経過と最近の動向

平成6年6月	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）制定
平成9年7月	<b>川崎市福祉のまちづくり条例</b> （以下「条例」という。）制定 [平成10年1月施行]
平成12年5月	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定
平成18年12月	<b>バリアフリー法制定</b> [交通バリアフリー法とハートビル法の統合、条例で基準適合義務化対象建築物の拡充が可能に 等]
平成21年10月	<b>川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則改正</b> 、条例等を補完する「 <b>川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル</b> （平成10年3月策定）」（以下「整備マニュアル」という。） <b>改正</b> [条例で特別特定建築物の施設追加、対象規模引下げ、建築物移動等円滑化基準の強化 等]
平成29年3月	<b>建築設計標準改正</b> [便所の便房の機能分散、配置 等]（平成31年3月追補版）
平成30年5月	<b>バリアフリー法改正</b> [バリアフリーのまちづくりに向け取組強化等様々な施策充実 等]
令和2年6月	<b>バリアフリー法改正</b> [広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務対象拡大 等]

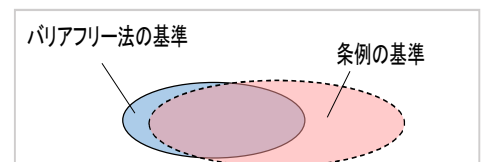
## 3 バリアフリーに関する課題等

### （1）既存公共施設のバリアフリー化推進への対応

庁舎等の本市既存施設において、バリアフリー化の対応が遅れている部分があり、市としてソフト面・ハード面のバリアフリー化の対応が必要

### （2）より分かりやすい条例とするための対応

条例の基準がバリアフリー法の基準を完全に網羅していないため、基準が分かりにくくなっており、対応が必要



バリアフリー法と条例の基準の重なりイメージ

### （3）建築設計標準改正を踏まえた対応

国土交通省が策定した建築設計標準（建物のバリアフリー設計のガイドライン）は、平成29年及び平成31年に改正され、一部基準において条例等と考え方の不整合が発生し、対応が必要

### （4）バリアフリー法の改正（R2.6）を踏まえた対応

バリアフリー基準適合義務の対象が拡大されることや、法にいう「高齢者、障害者等」に、「妊産婦等、日常生活等において制限を受ける者全てが含まれる」ことが明確化されたため、対応が必要

⇒これらの状況を踏まえ、**条例等及び整備マニュアルの改正を予定**

## 4 「川崎市福祉のまちづくり条例・施行規則」改正概要

### (1) 手続に関すること

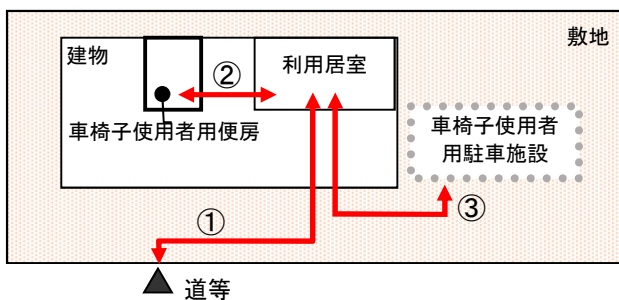
#### 国、地方公共団体等の手続に関する特例の廃止

既存公共施設のバリアフリー化推進への対応の一つとして、現在、国や地方公共団体の建物について新築のみ事前の通知を求めている規定に加えて、今後は既存公共施設の増築、用途変更、大規模修繕等を行う場合においても、事前協議及び完了届の提出を義務付ける。

### (2) 整備基準に関すること

#### ア 移動等円滑化経路、視覚障害者移動等円滑化経路の追加

条例の基準がバリアフリー法の基準を網羅していないことを解消するため、移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）及び視覚障害者移動等円滑化経路の規定を追加する。



#### 【凡例】

← 移動等円滑化経路

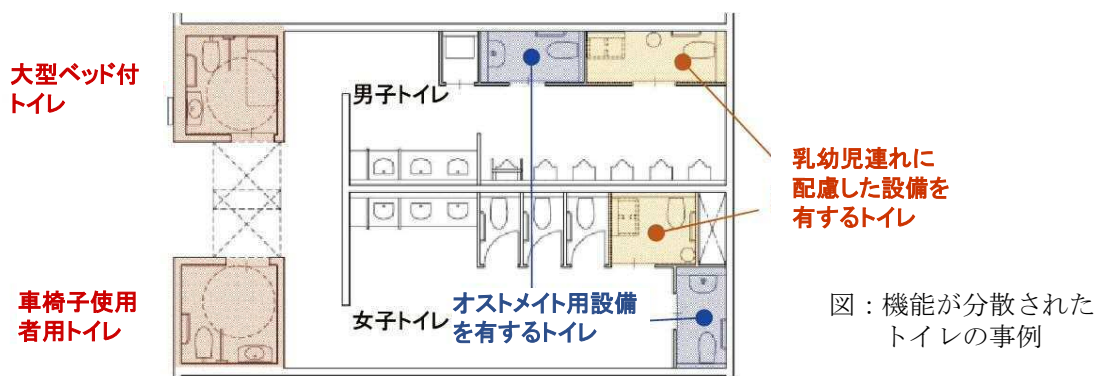
① 道等から利用居室までの経路

② 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路

③ 利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路

#### イ トイレに関する整備基準の見直し

- ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、「個別機能を備えた便房（オストメイト、ベビーチェア等）」を便所内に分散して設けることができるよう整備基準を変更する。（建築設計標準の改正に伴い条例等と不整合が発生している部分）
- ・上記の個別機能の分散化に伴い、車椅子使用者用便所及び便房のみ、出入口の幅を 80 cm 以上とすることを整備基準として義務付ける。



#### ウ 乳幼児用設備に関する整備基準の見直し

バリアフリー法の対象と明確化された妊産婦等への配慮事項として、施設規模・用途により授乳室やおむつ交換ができる施設を設けることを義務付ける。

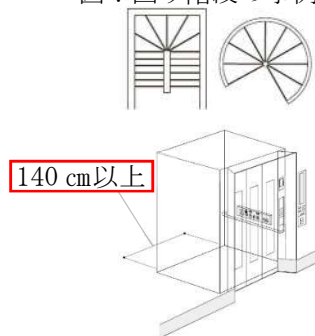
#### エ 傾斜路の手すりの整備基準の見直し

現在は、高低差 16 cm を超える場合に手すりを設置しているが、緩勾配の場合等は手すりを不要とする等、バリアフリー法と同様の整備基準とする。

### オ 面積規模に応じた整備基準の見直し

- ・回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合に、一部の施設規模・用途に限り、回り階段を認める。
- ・床面積が2,000㎡以上の建築物のみ、エレベーターの籠の間口の寸法を140cm以上とする。

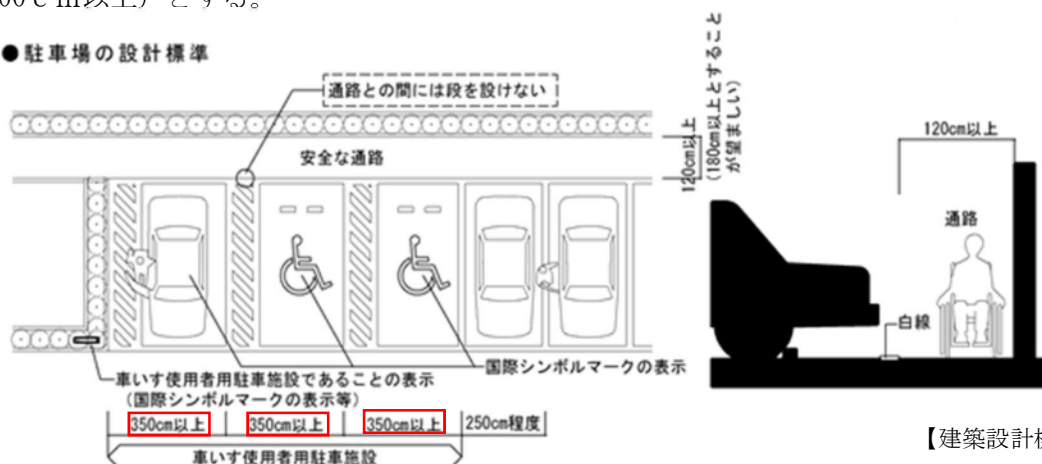
図：回り階段の事例



### カ 車椅子使用者用駐車場の整備基準の見直し

駐車場台数確保を優先し、車椅子使用者用駐車場の幅及び奥行の規定をバリアフリー法と同様の整備基準（幅370cm→350cm以上、奥行500cm以上）とする。

●駐車場の設計標準



【建築設計標準抜粋】

### キ 点字ブロックの整備基準の見直し

傾斜路を利用する車椅子使用者等の通行の障害となることを避けるため、傾斜路上端のみに視覚障害者誘導用ブロックを設置し、傾斜路下端には設置を義務付けない。

### ク 客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準の見直し

140cm以上の奥行を求めている車椅子用の客席について、より観覧しやすい位置への設置を促すため、建築設計標準に合わせて奥行120cm以上に変更する。なお、1以上の車椅子用の客席は、奥行は140cm以上とするよう努めることとする。

※二重線がパブリックコメント時からの変更箇所



【建築設計標準抜粋】

## (3) その他所要の整備

基準に変更はないが、基準の表現を法令に合わせる整備等を行う。

## 5 今後の予定について

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
条例等改正手続き	条例等改正に向けた検討 ● パブリックコメント手続 10/13~11/12 ● 条例等公布	周知期間 ● 施行 10/1~(予定)
議会日程	● 10/6 委員会 ● 2/4 委員会 (パブコメ結果報告) ● 条例案議会上程	
整備マニュアル	整備マニュアル改正作業 ● 改正	

## 川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）に係る パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

近年、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、訪日外国人の増加、高齢化の進行等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」）」及び「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正されました。

本市においても、市内の建築物について広くバリアフリー化の推進を図るため、川崎市福祉のまちづくり条例及び同条例施行規則（以下「条例等」）における課題や、バリアフリー法等の改正内容を踏まえ、公共的施設（官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設等の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で条例等で定めるもの）に係る整備基準の改正等について、市民の皆様から御意見を募集しました。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎市福祉のまちづくり条例等の一部改正（案）について
意見の募集期間	令和2年10月13日(火) から 令和2年11月12日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公式ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・市政だより</li> <li>・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市公式ホームページ</li> <li>・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・まちづくり局指導部建築管理課（明治安田生命川崎ビル11階）</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	6通（20件）
電子メール	6通（20件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

#### 4 御意見の内容と対応

今回実施したパブリックコメントにおきましては、各整備基準への質疑及び御意見や、条例・規則改正全般に関する御意見などが寄せられました。客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準について奥行 140cm 以上の席を 1 以上設けるなど一部意見を反映するとともに、所要の整備等の必要な修正を行った上で、条例等の改正手続きを進めます。

##### (1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、改正に反映させたもの
- B 改正の趣旨に沿った御意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 改正に対する御意見・御要望であり、改正を説明・確認するもの
- E その他

##### (2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
整備基準の見直しに関すること (17件)	2	3	7	5		17
条例・規則改正全般に関すること (1件)				1		1
その他 (2件)					2	2
合 計	2	3	7	6	2	20

#### 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

整備基準の見直しに関すること (17件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	劇場等の客席の奥行の基準を小さくすることは、現行より状況が悪くなる。建築設計標準では、リクライニング式の子椅子使用者に対応するためには、奥行 140cm 以上の席も設けることが望ましいとされているので、そのような席も確保されるような表記の仕方とするべき。 (同趣旨 ほか1件)	観覧中は通路側に車椅子の座席を倒して利用していただくことも可能であるため、原則的には客席の奥行を 120cm としますが、御意見を踏まえて、車椅子使用者用席を設ける場合には、奥行 140cm 以上の席を 1 以上設けるよう、規定を変更します。	A
2	2000㎡未満の建築物のエレベーターの間口寸法の基準がなくなることは、現行より状況が悪くなるように感じる。大型の電動車椅子でも入れるよう、エレベーターの規格寸法を踏まえ、籠の間口の最低寸法を定める必要がある。 (同趣旨 ほか2件)	これまで一部の用途の建築物において、JIS規格により定められている電動車椅子の最大寸法を考慮したエレベーターの規格寸法(幅 105cm、奥行 152cm)を適用してきたところですが、今後は、2000㎡未満の建築物において、当該規格寸法を適用することを整備マニュアル等に記載し、籠の間口寸法が確保されるようにします。	B

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	駐車場の幅・奥行寸法の基準は変更せず、現状の基準を維持したほうがよい。基準を変更するのなら、国の基準に合わせる以外の理由が必要 (同趣旨 ほか3件)	駐車場台数の確保は、優先すべき課題であると考えておりますので、車椅子利用者用駐車場の幅・奥行の寸法の基準はバリアフリー法と同等としますが、今後もバリアフリー基準をめぐる動向等を注視し、適切な基準の設定に向け、引き続き検討を行います。	C
4	車椅子利用者用便房以外の便房の出入口の幅の規定をなくしてしまうと、そのトイレに車椅子が入れなくなる。 (同趣旨 ほか1件)	現行の車椅子利用者用便房以外の便房の出入口の幅の規定は、今回の改正で義務付けをしないこととしますが、御意見の趣旨を踏まえ、車椅子利用者の方が利用できる便房(車椅子利用者用簡易型便房)を有した便所においては、出入口の幅を確保するよう、表記の方法等について検討を行います。	C
5	パブリックコメント時のトイレの整備基準見直しに記載のある平面図だと、個室の中の手すりがほぼ右側にあり、左側で使える手すりが少ない。障害の内容によってどちらかの手すりが使いやすいかは異なるため、手すりの方向の割合を同じにする等の配慮が必要	条例等に便房の手すりの設置位置を規定することは困難ですが、今後、設計者向けの整備マニュアルを編集する際には、御意見の趣旨を踏まえ、手すりの設置位置について左右の偏りを少なくした事例を掲載するなどの検討を行います。	C
6	傾斜路の下端の点字ブロックを不要とすることについては、車椅子使用者と視覚障害者の双方の意見を十分に聞くべき。 (同趣旨 ほか2件)	御意見を踏まえ、公益財団法人川崎市身体障害者協会の御協力のもと、車椅子使用者及び視覚障害者の市民の皆さまに傾斜路下端の点字ブロックの要否についてアンケートをお願いしました。双方の御意見を勘案し、傾斜路下端の点字ブロックについて設置を義務付けませんが、設計者向けの整備マニュアルの記載内容の検討を行います。	D
7	傾斜路の手すりの整備基準の見直しについて、緩勾配の場合は手すりを不要とすることだが、具体的な数値を示す必要がある。	バリアフリー法では、敷地内通路について「高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること」と規定されています。改正案における緩勾配とは、バリアフリー法と同様の20分の1以下の勾配を指しています。	D
8	点字ブロックの整備基準の見直しについて、点字ブロックが車椅子の通行の障害になり得ることは理解できるが、点字ブロックは全盲者のためだけのものでないことへの配慮はあるか。	弱視や色覚障害の方への配慮に関する御意見であると思われませんが、全盲以外の視覚障害者を対象として、本条例施行規則に、踊り場、敷地内通路や廊下には、傾斜路の前後に「色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする」という規定があります。	D

条例・規則改正全般に関すること(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	勾配の単位について、省令と整合させるのであれば、勾配は%表記に統一し、基準を見直す必要がある。	バリアフリー法・政令・省令においては、建築物に関する勾配は全て「○分の○」表記に統一されています。今回の条例等の改正は、建築物に関する部分のため、%表記は採用していません。	D

その他(2件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	当該条例及び施行規則は、制定時の理念として国基準と同等以上の基準を設定してまちづくりをすすめていく決意を本市が表したものと受け止めているが、川崎市のまちづくりに対するバリアフリーの理念が今後後退していくのか。	本条例等は、全体としてバリアフリー法より厳しい基準となっております。今回の改正の主な目的は、条例をより分かりやすい規定とするために行うもので、今回の改正により、条例等がバリアフリー法全体を包含する規定になります。 一部の規定については、川崎市福祉のまちづくり条例制定以降の様々な変化を踏まえ改正いたしますが、本市におけるバリアフリーの理念について、変更はありません。	E
2	点字ブロックについては、川崎市の管理(工事の許可を含む)が全体的に不十分	道路等の点字ブロックの敷設や維持管理に関する御意見であると思われるので、道路管理者等の関係部署に御意見をお伝えします。	E

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた修正

改正概要 (資料1 記載箇所)	新 ※二重線が変更箇所	旧 パブリックコメント時
「客席に設ける車椅子使用者用席の整備基準の見直し」について、リクライニング式の車椅子でも利用できる席を設ける規定を追記 (P4 4(2)ク)	(略) 建築設計標準に合わせて奥行 120 cm 以上に変更する。 <u>なお、1 以上の車椅子用の客席は、奥行は 140 cm 以上とするよう努めることとする。</u>	(略) 建築設計標準に合わせて奥行 120 cm 以上に変更する。

7 今後の予定

条例等公布：令和3年 3月末頃(予定)

条例等施行：令和3年10月1日(予定)